

富士河口湖町週休2日適用工事実施要領

令和6年2月14日

富士河口湖町訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、公共工事の品質確保並びに建設業の担い手の育成及び確保を図るための取組として、建設業者の完全週休2日制の普及を促進するため、町が発注する建設工事において、発注時の週休2日制適用の指定(以下「週休2日指定」という。)を行うため、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して工事現場が閉鎖された状態をいう。

(3) 対象期間

現場着工日から現場完成日までの期間をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日指定の対象工事(以下「週休2日工事」という。)は、一般競争入札及び指名競争入札において発注する工事のうち、現場閉所が可能な全ての工事とする。

2 前項の規定に関わらず、以下のいずれかに該当する工事は、適用指定の対象外とすることができるものとする。

(1) 工期が1週間に満たない工事

(2) 災害復旧工事のうち、緊急を要する工事

(3) 現場条件や完成期日等、施工条件の制約が厳しい工事

(4) その他現場閉所を行うことが困難であると町長が認めた工事

3 休日作業が必要となる工事、災害復旧工事及び連続施工せざるを得ない工事等で現場閉所が馴染まない工事は、交代制による週休2日工事の適用ができるものとする。

(実施方法)

第4条 週休2日工事の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 工事発注時

発注者は、週休2日工事の指定を行う旨を入札公告又は特記仕様書等に明示するものとする。なお、工期は週休2日を考慮した適正な工期を設定するものとし、予定価格は、

国又は山梨県が定める補正係数を準用し、週休2日工事の実施に係る費用の補正を行い積算するものとする。

(2) 入札及び契約時

受注者は、週休2日工事の実施の可否を検討し、必要な工期及び経費の事前確認及び請負金額への反映等を行った上で入札を行うものとする。

(3) 現場着工前

受注者は、週休2日工事を踏まえた施工計画書を監督員に提出する。なお、現場閉所による週休2日工事の実施が困難な場合で、交代制の週休2日工事を実施する場合は、施工計画書に記載の上、監督員と協議するものとする。

(4) 工事施工時

受注者は、従業員に対し、当該工事を週休2日で施工することについて十分説明を行い、理解を得るものとする。また、週休2日工事である旨を工事現場において公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(5) 工事完成時

受注者は、工事日誌等により週休2日工事の実施状況がわかる書類を提出し、監督員の確認を受けるものとする。この場合において、週休2日の実施が認められなかった場合は、週休2日工事の実施に係る費用の補正分について、請負金額の減額変更を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。